技術指導業務受託契約書

　受託者　公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と委託者　○○株式会社（以下「乙」という。）とは、技術指導業務受託契約を次のとおり締結する。

（受託業務）

第１条　甲が乙から委託を受けて行う技術指導受託業務（以下「受託業務」という。）は、甲が乙の社員（以下「乙社員」という。）に対して行う○○の取り扱いに関する技術指導とする。

２　受託業務は別表の技術指導計画に基づき行うものとする。

（受託期間）

第２条　受託期間は令和　年　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　年間とする。

（受託料）

第３条　受託料は　　　円（消費税及び地方消費税　　　円を含む）とする。

２　甲は、第１項の受託料のうち、公立大学法人福島県立医科大学受託事業細則第６条第２項の規定に基づき、その額に１０分の１を乗じて得た額を甲の運営等に必要な経費に充てるものとする。

（受託料の支払い）

第４条　乙は、受託業務開始時に甲が発行する請求書により、当該請求書に定める期日までに受託料を支払わなければならない。

（情報等）

第５条　乙は、受託業務の実施に必要な情報、資料を甲に無償で提供又は開示するものとする。

２　甲は、前項により提供された情報、資料を、乙の要求があった場合には返還するものとする。

３　甲は受託業務において乙へ提供、開示した情報及び資料が、乙は第１項に基づき甲へ提供、開示した情報及び資料が、第三者の権利を侵害しないことを保証する。

（秘密の保持）

第６条　甲及び乙は、本契約に関連して相手方より提供又は開示を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。なお、情報には、第２条の受託期間、第３条の受託料の額、本契約の別表第１の各項目及び乙名称を含むものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

　一　開示を受け又は知得した際、既に自己が所有していたことを証明できる情報

　二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

　三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

　四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

　五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

　六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　乙は、前項の定めに拘らず、受託業務において甲から開示又は提供された秘密情報を含む情報、資料等を乙の研究、開発及び企業化のために無償で自由に使用又は利用することができるものとするが、使用又は利用した結果、損害が生じたときには、乙が責任を負うものとする。

（契約の解除）

第７条　甲及び乙は、次の各号いずれかに該当し、催告後７日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

　一　相手方が、本契約に違反したとき。

　二　相手方が、本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。

（損害賠償）

第８条　甲又は乙は、前条に掲げる事由、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（再委託）

第９条　甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託業務の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に継承させてはならない。

（産学連携表示）

第１０条　乙が、受託業務に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為に関して甲の名称、ロゴマーク、指導担当者の所属名等の使用（以下、「産学連携表示」という。）を希望する時は、当該使用の可否及び内容等について、事前に甲に申し出の上、甲の承諾を得なければならない。

（契約の有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は、第２条に定める期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、第５条第２項は対象事項が全て履行されるまで、第５条第３項、第６条、第８条、第１０条及び第１３条の規定は当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第１２条　本契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

（裁判管轄）

第１３条　本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所方を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保持するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）福島市光が丘１番地

　　　公立大学法人福島県立医科大学

　　　理事長　　　　　　竹之下　誠一

（乙）〇〇県○○市〇区〇丁目〇番地

　　　○○株式会社

　　　代表取締役社長　　　　○○　○○

別表　技術指導計画

|  |  |
| --- | --- |
| 技術指導題目 | ○○の取り扱いに関する技術指導 |
| 技術指導内容 | 技術指導内容：  １　○○の取扱い方法  ・○○の調製：○○の培養  ・○○の測定：○○法、  ２　○○の作成方法  　・  ３　○○の解析  ・ |
| 技術指導期間 | 契約締結日～令和　　年　　月　　日 |
| 技術指導  実施場所 | 福島県福島市光が丘１番地  福島県立医科大学医学部○○学講座 |
| 技術指導担当者 | 医学部医学科 ○○学講座  教授 △△　○○ |
|  | |

以上